1.9　大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.10　加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に関係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.11　開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.12　連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.13　議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.14　いずれかの加盟国が第百四十一条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.15　必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.16　技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告（連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定）として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.17　第百五十三条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.18　利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.19　郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第百十四条　郵便業務理事会の会期の開催

1　郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出する。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2　郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3　郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。

4　郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

第百十五条　オブザーバー

1　オブザーバー

1.1　管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2　郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3　諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の郵便業務理事会の機関の会合に参加する権利を有する。

2　原則

2.1　郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2　オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3　例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が郵便業務理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第百十六条　旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1　郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。

2　さらに、1に規定する表において後発開発途上国に分類されている加盟国が郵便業務理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、管理理事会及び連合の常設機関の調整委員会に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。